

第 217回通常国会

村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.5

2025 年 3 月 27 日（木）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。3月24日(月)に続き、27日(木)にも経済産業委員会で質疑をしました。当日は、他社から株式の公開買い付け(TOB)を仕掛けられている牧野プライス労組の役員の皆さんが傍聴に来られていました。

1. 政府のM&Aに関する行動指針のポイントは？

【政府答弁】

- ・企業価値には、ステークホルダーの貢献によって将来のキャッシュフローが増加することも含まれる。そこには従業員の貢献も含まれる。
- ・買収した後に従業員を含むステークホルダーとの関係に重要な変化を想定している場合、どのような戦略を描いているかに関する情報を開示することも有益である。
- ・M&Aは従業員の方々に納得していただかないと、その後の会社経営が難しい側面がある。
- ・重要なステークホルダーである従業員等の理解、協力をいただくことは、企業価値の向上につながるケースもある。

2. 廃鉛バッテリーの韓国への輸出再開について

【政府答弁】

- ・処分が完了した場合、輸出者は処分者から処分完了通知の回収に努めるよう規定している。また輸出期間中の廃鉛蓄電池の処分状況も定期的に報告を求めることとしている。
- ・検討会において、有害性の高い物品を適正に解体するための規制や、不適正な輸出を防ぐ仕組みなど、ヤード環境対策の基本的方向性の案を有識者にお示しいただいている。
- ・先月閣議決定した資源有効利用促進法の改正案などの取り組みを通じ、国内における再生資源の需要を喚起し、早期に国内で再生資源が循環する仕組みを構築してまいりたい。

M&A では、実際に直面している事例を取り上げさせていただきました(その後5月9日に、ニデックがTOBの取り下げを発表)。経産省が策定している指針の意味するところを、これまで以上に積極的に広報、周知するよう求めていきます。

鉛廃バッテリーの違法処理による環境汚染防止の方向性が出ました。その着実な実行とともに、足元で増加しているバッテリー輸出の動向を注視していきます。

※詳細は次頁以降、または You Tube をご覧ください。



1. 政府のM&Aに関する行動指針のポイントは？

【課題認識】

- ・ニデックが牧野フライス製作所に対して、TOB(株式公開買い付け)を発表したが、事前の交渉もなかったため、会社だけでなく従業員も、買収された後の労働条件がどうなるのか、事業は存続するのか、などの情報がなく不安に駆られている。
- ・企業価値が上がり、賃上げにつながるのであれば理解するが、従業員・組合員が不安や不信感を持つようなM&Aであってはならない。
- ・買収されて以降、それまで良好だった労使関係が毀損されてしまった例もある。

村田:ニデックが過去の買収において参照した、「企業買収における行動指針」を経産省が策定した目的は何か？

政府参考人:M&Aに関する公正なルール形成に向けて、経済社会において共有されるべき原則論、ベストプラクティスを提示し、企業価値の向上と株主共同の利益の双方に資する望ましい買収を促進するためである。

村田:指針の中には、“真摯な買収提案に対しては真摯な検討をすることが基本”とあるが、同意なき買収も真摯な買収提案と言えるか？

政府参考人:同意なき買収、すなわち対象会社の取締役会の賛同を得ずに行う買収であっても、具体性、目的の正当性、実現可能性が認められる場合には真摯な買収提案となる。

村田:指針の目的が十分に理解されずに、株主の利益の確保という都合のいいところだけ切り取られて、買収に使われているんじゃないかと思う。本来の目的があるなら、その意味も含めて周知徹底するべきではないか？

政府参考人:、これまでも本指針の普及、広報に取り組んできたところではあるが、この指針の趣旨がしっかり正しく理解されるよう、引き続きこの周知、更なる広報に取り組んでいきたい。

村田:JAM加盟働組合の幾つかは、これまでもニデックによる買収を受けており、買収時点では労働条件を変更しない意向が示されても、その後、労働条件が悪化している事例が確認されていると聞いている。情報開示については一般的にされているという話だったが、そこで働く人への情報開示も必要だと思うがいかがか？

政府参考人:この指針の目的としているところは、株主と投資家の皆さんにとって、しっかりと情報を開示していただくことが有益だという立て付けになっている。そこの関係性において、従業員を含むステークホルダーとの関係に重要な変化を想定した場合は、きちりと開示をしていくことは有益であるということになっているので、まずはそこをしっかりと、先ほどの普及啓発、広報活動を通じて趣旨を徹底していきたい。

村田:過去、ニデックに買収をされたJAM所属の労働組合の中には、買収後に従来の労使関係が毀損されてしまい、安定的な労使関係を構築できなかった労働組合も存在しているという。本当に望ましい買収、企業の成長や賃上げにつながるM&Aにするためにも、従業員から意見を聞くこと、従業員の方に理解を求めることが、この「企業買収における行動指針」においても重要だと思うがいかがか？

政府参考人:企業価値には、従業員等のステークホルダーの貢献によって将来のキャッシュフロー増加による価値も含まれると整理をしている。重要なステークホルダーである従業員等の理解、協力をいただくことは、企業価値の向上につながるケースもある。

村田:政府がM&Aを推進するのであれば、そこで働く人、労働組合の価値を認めて、中長期的に企業価値の向上と、賃上げにつながるM&Aを推進していただきたい。

武藤経済産業大臣：M&A は従業員の方々に納得していただかないと、正直言ってその後の会社経営が難しい側面はあると思う。ただし、これから日本の強い産業力を求めるに当たって、M&A という方法も一つのやり方として非常に大事だと思っているし、事業を相続あるいは継ぐという中でも有効策の一つだとして承知をしている。そういう観点の中で、検討できるところは私からも指示をしていきたい。

2. 廃鉛バッテリーの韓国への輸出再開について

【課題認識】

- ・2024年 10 月から韓国への使用済鉛バッテリーの輸出が約4年ぶりに再開されて以降、右肩上がりに輸出量が増加している。
- ・基準を守らずに不正に解体し輸出している、あるいは他の貨物と偽って不正に輸出し、逮捕される例も出ている。

村田：久々に輸出申請が認められたことで、本当に現地で日本の基準が満たされているのか、チェックしているのかという声が国内精錬メーカーからあるが、その点いかがか？

政府参考人：韓国向けの輸出承認申請に関しては、実際に現地に職員も派遣をして確認をさせていただいた結果、この基準を満たしたため、今般、輸出承認に至ったものである。

村田：輸出を承認した後も、韓国の事業者の操業実態について実際に現地でチェックしているのか？

政府参考人：バーゼル法に基づき、輸出者は、輸出先国において廃棄物が環境保全上適正な方法で処分されるよう努めるとともに、処分が完了した場合には処分者から処分完了の通知の回収に努めるよう規定されている。加えて、輸出期間中の廃鉛蓄電池の処分状況について定期的に輸出者から報告を求めることとしている。

村田：使用済鉛バッテリーについては、国内で環境対策を行わずに不適正に解体されたものが韓国に輸出されているのではないか、あるいは本当は輸出許可が必要だが、無許可で輸出をしようとした業者が実際に逮捕されているといった事案も発生している。使用済鉛バッテリーの不適正な処理、輸出への現状認識、対策はどうしているか？

政府参考人：私どもとしても更に踏み込んだ対策をすべきと考えており、検討会において、廃鉛蓄電池を含む有害性の高い物品を適正に解体するための規制や、不適正な輸出を防ぐ仕組みなどを重点的に有識者に御議論をいただき、ヤード環境対策における取組の基本的方向性の案をお示しいただいたところである。

村田：バッテリーや鉄スクラップ、アルミ缶、超硬工具など、国内でリサイクルできる貴重な資源が海外に流出している。国内での資源循環を実現するための対策を進めてほしい。

武藤経済産業大臣：再生資源の最大限の活用は、天然資源が少ない私どもの国にとって極めて重要であり、意見を全く共有するものである。他方で、国内のリサイクルコストが高く、国内需要が低いことから、再生資源がリサイクルコストの低い海外に流出していると考えられるところもある。こういう背景から、先月閣議決定した資源有効利用促進法の改正案において、事業者に再生材利用の計画策定及び実施状況の報告を求め、再生材の利用を義務付ける制度的措置等を講ずることとしている。また、コスト上昇の抑制に向けて、再生材の安定供給や品質向上に必要な技術開発、環境配慮設計に必要な投資支援を実施している。こういった取組を通じて国内における再生資源の需要を喚起し、早期に国内で再生資源が循環する仕組みを構築してまいりたい。

以上